

学校感染症と出席停止について

学校感染症に指定されている病気にかかった場合は、本人の休養と他人への感染を防ぐ為、出席停止の措置がとられ欠席扱いになりません。これは学校保健安全法で定められています。次の表の感染症にかかったことが判明した時は、主治医と相談の上、担任の先生に連絡して学校は欠席してください。

病気が治り、登校する際に生徒手帳「学校感染症による欠席届」の欄に保護者が記入して担任に提出してください。

発熱等風邪症状、下痢等の胃腸症状による欠席についても、当分の間、出席停止の措置がとられ欠席扱いにはなりません。ホームページの「学校感染症(風邪症状等)による欠席届」に保護者が記入して担任に提出してください。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

分類	病気の種類	出席停止期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MARS)、特定鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及びインフルエンザ等感染症を除く)	発症から5日を経過し、且つ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がか皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで
第三種 感染症	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症等)	病状により学校医その他の医師において、伝染のおそれがないと認められるまで